

令和元年12月6日

第438回白石市議会定例会議案

目 次

第75号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第12号） （令和元年台風第19号による災害被害者に対する白石市市税等の減免に関する条例）	・・・ 1
第76号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第9号） （令和元年度白石市一般会計補正予算）	・・・ 11
第77号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第10号） （令和元年度白石市水道事業会計補正予算）	・・・ 12
第78号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第11号） （令和元年度白石市下水道事業会計補正予算）	・・・ 13
第79号議案	財産の譲渡について	・・・ 14
第80号議案	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	・・・ 15
第81号議案	白石市水道給水条例の一部を改正する条例	・・・ 18
第82号議案	指定管理者の指定について（白石駅東口駐車場・銚子ヶ森駐車場）	・・・ 20
第83号議案	指定管理者の指定について（白石市子育て支援・多世代交流複合施設）	・・・ 21
第84号議案	指定管理者の指定について（白石市スポーツセンター）	・・・ 22

第 7 5 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年台風第 1 9 号による災害被害者に対する白石市市税等の減免に関する条例（専決第 1 2 号）

（令和元年 1 1 月 1 1 日専決）

令和元年 1 2 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

令和元年台風第19号による災害被害者に対する白石市市税等の減免
に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、令和元年台風第19号による災害（以下「災害」という。）の被害者で市民税、固定資産税及び都市計画税、国民健康保険税並びに介護保険料（以下「市税等」という。）の納税又は納付義務のあるものに対する令和元年度分の市税等の軽減及び免除（以下「減免」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(市民税の減免)

第2条 市長は、市民税の納税義務者（個人に限る。以下「市民税納税義務者」という。）が災害により次の表の事由の欄に掲げる区分のいずれかに該当するときは、令和元年度に課する市民税額のうち納期未到来分（災害を受けた日以後に納期の末日が到来するもの（ただし、給与特別徴収に係るものにあつては、仮に普通徴収の方法によって徴収するとした場合におけるその納期において納付すべき税額をいう。））の税額（以下「市民税額」という。）に、当該区分に応じ、同表の減免の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額を市民税額から減免する。

事 由	減免の割合
死亡したとき	10分の10
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなったとき	10分の10
法第292条第1項第10号に規定する障害者となったとき	10分の9

2 市長は、自らが居住する住宅が災害により半壊以上の被害（市長が発行する災証明書で証明を受けた被害に限る。）を受けた市民税納税義務者で、平成30年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下この条において「平成30年合計所得金額」という。）が1,000万円以下であるものに対しては、市民税額に、次の表の平成30年合計所得金額の欄及び同表の住宅被害の程度の欄に掲げる区分に応じ、同表の減免の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額を市民税額から減免する。

平成30年合計所得金額	住宅被害の程度	減免の割合
5,000,000円以下であるとき	全壊	10分の10
	大規模半壊又は半壊	10分の5
7,500,000円以下であるとき	全壊	10分の5
	大規模半壊又は半壊	4分の1
10,000,000円以下であるとき	全壊	4分の1
	大規模半壊又は半壊	8分の1

3 前2項の減免規定のうち2以上の規定の適用を受けることができるときは、最も減免額が高い規定のみを適用する。

(固定資産税及び都市計画税の減免)

第3条 市長は、固定資産税及び都市計画税の納税義務者で、その所有する固定資産について災害により被害を受けたものに対しては、当該被害を受けた固定資産に対して令和元年度に課する固定資産税額及び都市計画税額のうち納期未到来分の税額（以下「固定資産税額」という。）について、次の各号に定めるところにより減免する。

(1) 所有する土地が次の表の被害の程度の欄に掲げる区分に該当したときは、固定資産税額のうち当該土地に係る税額に、当該区分に応じ、同表の減免の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額を固定資産税額から減免する。

被害の程度	減免の割合
被害面積（利用価値を失った面積をいう。以下同じ。）が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	10分の10
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

(2) 所有する家屋が次の表の被害の程度の欄に掲げる区分に該当したときは、固定資産税額のうち当該家屋に係る税額に、当該区分に応じ、同

表の減免の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額を固定資産税額から減免する。

被害の程度	減免の割合
全壊であるとき	10分の10
大規模半壊であるとき	10分の6
半壊であるとき	10分の4

(3) 所有する償却資産が次の表の被害の程度の欄に掲げる区分に該当したときは、固定資産税額のうち当該償却資産に係る税額に、当該区分に応じ、同表の減免の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額を固定資産税額から減免する。

被害の程度	減免の割合
価格の10分の10の価値を減じたとき	10分の10
価格の10分の6以上10分の10未満の価値を減じたとき	10分の8
価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(国民健康保険税の減免)

第4条 市長は、生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が災害により次の表の事由の欄に掲げる区分のいずれかに該当するときは、当該生計維持者と同一世帯の国民健康保険税の納税義務者（以下「保険税納税義務者」という。）に対しては、令和元年度に課する国民健康保険税額のうち納期未到来分の保険税額（以下「保険税額」という。）に、当該区分に応じ、同表の減免の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額を保険税額から減免する。

事 由	減免の割合
死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき	10分の10
行方不明となったとき	10分の10

2 市長は、自らが居住する住宅が災害により半壊以上の被害（市長が発行する災害証明書で証明を受けた被害に限る。）を受けた保険税納税義務者に対しては、保険税額に、次の表の住宅被害の程度の欄に掲げる区分に応じ、同表の減免の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額を保険税額から減免する。

住宅被害の程度	減免の割合
全壊	10分の10
大規模半壊又は半壊	10分の5

3 市長は、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、当該生計維持者と同一世帯の保険税納税義務者の保

除税額を減免する。

- (1) 事業収入等のいずれかの減少が見込まれる額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、平成30年中における当該事業収入等の額の合計額の10分の3以上
 - (2) 平成30年中の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（次項において「平成30年合計所得金額」という。）が1,000万円以下
 - (3) 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下
- 4 前項に該当する保険税納税義務者に対しては、次の表の平成30年合計所得金額の欄に掲げる区分に応じ、同表の対象保険税額の欄に掲げる額（以下「対象保険税額」という。）に同表の減免の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額を対象保険税額から減免する。ただし、生計維持者が事業等を廃止し、又は失業した場合には、平成30年合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全額を免除する。

平成30年合計所得金額	対象保険税額	減免の割合
3,000,000円以下であるとき	保険税額に、当該世帯全員の前年中における合計所得金額に占める被害により減少すると見込まれる生計維持者の事業収入等に係る前年中の所得金額の割合を乗じて得た額	10分の10
4,000,000円以下であるとき		10分の8
5,500,000円以下であるとき		10分の6

7, 500, 000円以下であるとき	10分の4
10, 000, 000円以下であるとき	10分の2

5 前各項の減免規定のうち2以上の規定の適用を受けることができるときは、最も減免額が高い規定のみを適用する。

(介護保険料の減免)

第5条 市長は、生計維持者が災害により次の表の事由の欄に掲げる区分のいずれかに該当するときは、当該同一世帯の介護保険料の納付義務者（以下「保険料納付義務者」という。）に対しては、令和元年度に課する介護保険料額のうち納期未到来分の保険料額（以下「保険料額」という。）に、当該区分に応じ、同表の減免の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額を保険料額から減免する。

事 由	減免の割合
死亡し、又は行方不明となったとき	10分の10
法第292条第1項第10号に規定する障害者となったとき	10分の10
重篤な傷病を負ったとき	10分の10

2 市長は、自らが居住する住宅が災害により半壊以上の被害（市長が発行する災証明書で証明を受けた被害に限る。）を受けた保険料納付義務者に対しては、保険料額に、次の表の住宅被害の程度の欄に掲げる区分に応じ、同表の減免の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額を保険料額から減免する。

住宅被害の程度	減免の割合
全壊	10分の10
大規模半壊又は半壊	10分の5

3 市長は、生計維持者の事業収入等のいずれかの減少が見込まれる額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、平成30年中における当該事業収入等の額の合計額の10分の3以上であるときは、当該生計維持者と同一世帯の保険料納付義務者（合計所得金額（法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除した額。以下「平成30年合計所得金額」という。）のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く。）に対しては、次の表の平成30年合計所得金額の欄に掲げる区分に応じ、同表の対象保険料額の欄に掲げる額（以下「対象保険料額」という。）に同表の減免の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額を対象保険料額から減免する。

平成30年合計所得金額	対象保険料額	減免の割合
2,000,000円以下であるとき	保険料額に、保険料納付義務者と同一世帯の生計維持者の前	10分の10
2,000,000円を超えるとき	年中における合計所得金額に占める被害により減少すると見込まれる事業収入等	10分の8 ただし、保険料納付義務者と同一世帯の生計維持者に

	に係る前年中の所得金額の割合を乗じて得た額	ついて、失業し、又は事業を廃止したこと等により、当面の間、収入が見込めない場合は、10分の10
--	-----------------------	---

4 前3項の減免規定のうち2以上の規定の適用を受けることができるときは、最も減免額が高い規定のみを適用する。

(減免の申請)

第6条 第2条から第5条までの規定により市税等の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、減免申請書を令和2年1月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(減免の取消し)

第7条 市長は、虚偽の申請その他の不正行為により市税等の減免を受けた者に対しては、直ちに当該減免を取り消すものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月12日から適用する。

第 7 6 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年度白石市一般会計補正予算（専決第 9 号）

（令和元年 1 0 月 1 7 日専決）

令和元年 1 2 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 7 7 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年度白石市水道事業会計補正予算（専決第 1 0 号）

（令和元年 1 0 月 1 7 日専決）

令和元年 1 2 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 7 8 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年度白石市下水道事業会計補正予算（専決第 1 1 号）

（令和元年 1 0 月 1 7 日専決）

令和元年 1 2 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 7 9 号議案

財産の譲渡について

次のとおり財産を譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 譲渡物件 旧花と鳥とのふれあいの公園
土地（有償譲渡）
所在：白石市白鳥一丁目 1 6 番 8、1 1 3 番 9、
白鳥二丁目 1 1 3 番 1 1
地目：公園、宅地
地積：5, 8 8 4. 3 0 m²
- 2 土地の譲渡価格 3 3, 8 0 0, 0 0 0 円
- 3 譲渡の相手方 東京都中央区築地六丁目 1 9 番 2 0 号
株式会社 ニチレイフーズ
代表取締役社長 竹永 雅彦
- 4 譲渡後の目的 工場用地

令和元年 1 2 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 0 号議案

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(白石市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 白石市職員の給与に関する条例(昭和29年白石市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第27条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(白石市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 白石市職員等の旅費に関する条例(昭和43年白石市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に、「第4条第3項」を「次条第3項」に改める。

(白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年白石市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(白石市消防団員に関する条例の一部改正)

第4条 白石市消防団員に関する条例(昭和29年白石市条例第9号)の一

部を次のように改正する。

第4条の2第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

(白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年白石市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の白石市職員の給与に関する条例、白石市職員等の旅費に関する条例、白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び白石市消防団員に関する条例の規定は、令和元年12月14日から適用する。

第 8 1 号議案

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

白石市水道給水条例（昭和48年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「届け」を「届け出」に改め、同条第2項ただし書中「これを減免することができる」を「この限りでない」に改める。

別表第4第2号中「第7条第1項の指定をする場合」の次に「又は法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をする場合」を加え、同表中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 2 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石駅東口駐車場
銚子ヶ森駐車場
- 2 指定管理者となる団体
白石市字中町 4 8 番地 5
白石まちづくり株式会社
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

令和元年 1 2 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 3 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市子育て支援・多世代交流複合施設
- 2 指定管理者となる団体
仙台市青葉区北山一丁目 5 番 2 2 号
特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい子どもの丘
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

令和元年 1 2 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 4 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市スポーツセンター
- 2 指定管理者となる団体
白石市字寺屋敷前 2 5 番地 6
白石市体育協会
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日

令和元年 1 2 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一